

令和5年第2回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年2月7日 開会

令和5年2月7日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第2回教育委員会定例会

令和5年2月7日(火)
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第5号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年2月分)について
報告第6号 令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について
報告第7号 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- 5 議案審議
議案第1号 新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について)に同意することについて
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員(5名)

久保田 純 史
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員(0名)

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	横 山 芳 徳
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、令和5年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事をご説明申し上げます。対象期間は、1月25日から本日2月7日までとなります。1月29日、北中央公園でしんとつかわ雪まつりが3年ぶりに開催され、冬鍋大会に女性団体連絡協議会とシニアリーダーアザレアが出店いたしました。両団体とも優勝は逃しましたが、女性団体連絡協議会は豚汁を約400杯、シニアリーダーアザレアは豚キムチ鍋を約300杯売り上げ、両方とも完売しております。行事報告には記載しておりませんが、12月の定例会でご報告しました第3回おにぎりアイデアコンテストに農業高校が出展し、準大賞に選ばれました「ラム肉のポークチャップ風」を1月24日にレシピを給食用にアレンジしまして、自分でおにぎりとして握って食べる給食として、提供させていただきました。続きまして、1月26日にJAピンネ女性部から中学校に雑巾60枚が寄贈されました。寄贈式は、中学校で行いました。各種大会の報告です。1月19日、20日の両日に、剣淵町で開催されました北北海道学校農業クラブ学校クラブ連盟実績発表大会に新十津川農業高校が出場しております。1部門から4部門までのうち、農産加工に関する2部門に参加した加工専門部会は、金滴の酒粕を使ったワッフル商品化の取組みで、また、地域資源や食文化の継承に関する3部門に参加した食物専門部会は、新十津川産食材を使用した弁当やスイーツ作りの報告で、それぞれ優秀賞を受賞されました。本年8月に開催される予定となっている全道大会への出場を決めております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第5号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年2月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校327人、中学校151人、合わせて478人の在籍でございます。特別支援につきましても異動はございませんでした。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第5号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第5号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年2月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第6号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童数、7世帯7人。これは、令和5年度に小学校1年生になる人が対象でございます。2認定状況でございますが、(1)認定世帯数及び児童数、準要保護世帯4世帯4人。(2)不認定世帯数及び児童数、3世帯3人。3認定開始日につきましては、令和5年1月13日でございます。詳細につきましては、別紙としまして、報告第6号別紙をご覧ください。申請のありました7世帯7人の保護者住所、氏名、勤務先、世帯構成員につきましては、記載のとおりでございます。番号の3番、6番、7番につきましては、需要額に対する所得額の倍率が認定基準の1.3以上となりますので、判定を否としております。判定否以外につきましては、該当区分①の児童扶養手当受給、④の経済的理由により、いずれも倍率が1.3未満であるため判定を可としてございます。なお、この資料につきましては、委員会終了後に回収をさせていただきます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

す。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第6号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第6号令和4年度新十津川町児童生徒就学援助費(新入学準備費)受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第7号令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。内容は別紙のとおりといたしまして、8ページ以降に報告第7号別紙を載せておりますのでそちらをご覧ください。この調査は、小学5年生と中学2年生を対象に毎年実施しているものですが、1の調査の目的から3の調査、調査実施日までは、記載のとおりでございます。4の調査結果の表は、種目ごとの全国、北海道との数値の比較で、下段にある比較欄の◎は平均を上回ったもの、○は平均と同程度のもので、男女別に表したものでございます。この内容につきまして、9ページに小学5年生の状況、10ページに中学2年生の状況についてグラフなどで載せてございます。まず、小学5年生の分析について、9ページ下段に載せてございますので、その分析につきまして、説明をさせていただきます。実技では、男子は8項目中、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの項目で全国平均を上回っている。女子はすべての項目で全国平均を下回っている。体力合計点では、男子は、令和3年に比べ大きな変化はなく、全国、北海道平均をわずかに上回った。女子は、令和3年から大幅に低下しており、全国、北海道平均を大きく下回っている。体力合計点総合評価では、男子はA評価、上位及びE評価、下位が0%で、平均的なC評価が50%を占めた。女子はE評価、下位の割合が非常に多い。児童質問紙では、運動が好き、やや好きな割合は、男子が100%であり非常に高い。反面、女子は、全国、北海道平均を下回っている。1週間の総運動時間平均が、男子では710.7分、女子では474.8分あり、全国、北海道平均を上回っている。平日に3時間以上テレビ等を見る割合は、男子では33.3%であり、全国、北海道平均と比べて下回っている。女子では40%であり、全国平均と比べ高い割合となっている。分析としましては、1週間の総運動時間は、男女ともに全国平均を上回っており、少年団等で活動している児童が多いことが伺える。しかし、運動が好き、やや好きな割合で女子が平均を下回っており、実技の結果に直接結びついていると考えられるものでございます。次に、中学2年生につきましては、10ページ下段をご覧ください。その分析につきまして、同様に読み上げ説明をいたします。実技では、男子は8項目すべての種目で全国平均を下回っている。女子は、8項目中、

握力の1種目で全国平均を上回っている。体力合計点では、男子は、令和3年と同程度であり、全国平均を大きく下回っている。女子は、令和3年から大幅に低下し、全国、北海道平均を下回った。体力合計点総合評価は、男子はD評価の割合が半分程度を占め、女子もC評価からE評価の割合が全国、北海道平均よりも高い。生徒質問紙では、運動が好き、やや好きな割合は、女子は全国、北海道平均を上回っているが、男子は逆に下回っており、女子から10%程度低い。1週間の総運動時間平均は、男女ともに全国、北海道平均を上回っている。1日3時間以上テレビ等を視聴、テレビ等を視聴は、男女ともに全国、北海道平均を大きく上回っている。分析としましては、1週間の総運動時間平均は、男女ともに全国平均を上回っており、運動への意識の高さが見られる。しかし、テレビやスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間が非常に多く、家庭での生活習慣の乱れが運動能力の低下につながっていると考えられます。なお、学校では、この調査結果を踏まえ、体力、運動能力向上の目標設定や授業等の工夫、改善に役立てることでありますが、この結果につきましては、1月の末に結果が来ているということを申し添えます。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

この結果を踏まえ、学校で具体的に取り組んでいることの事例はありますか。

◎石井グループ長

調査後の自己分析で、今年は少し低いということが想定されるということで、小学校では夏休み明けから、体育の授業で工夫をしております。具体的には、2年前から元フューチャーズのアカデミーのコーチでクラブを立ち上げている杉山さんという方に体育の授業に来ていただいて、四股を踏む運動などを教えていただき、体幹を鍛える運動として体育の授業の前に行なっているということを伺っております。

中学校は、結果が来て分析はこれからということですがけれども、生活リズムが乱れているということがありますので、そちらを改善する取組み、そして、体力づくりの運動についてもこれから取り組んでいくというように聞いております。以上です。

◎久保田教育長

今の調査は、小学5年生と中学2年生ですので、改善していきたいと思っております。それでは、説明が終わりましたが質疑はございませんか。

◎近藤委員

握力、上体起こしとか、50m走とかいろいろありますけれど、直接体育の授業内容に関係があることなんでしょうか。普段の生活が反映されるというか、学校の体育授業での教え方が原因で成績が低いのが疑問です。中学校男子の平成28年からの10ページに表があるのでありますがけれども、急に令和3年、4年に合計点が落ちているので、授業との関係に有無はあるのでしょうか。

◎鎌田事務局長

体育授業の中でやっているものなので、授業での教え方がまずいといったことは無いと思っております。ただ、毎年受ける学年が違うので、その学年の傾向的にそのような状況にあるというのが、この調査では分かっていることです。その学年の弱い部分を今後、上げていくような形を体育の授業の中で取り入れていくことを今後、学校が分

析し、考えていきます。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第7号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第7号令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第1号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容につきましてご説明をいたします。議案第1号別紙としまして、12ページの町議会提出議案及び13ページの新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましては、昨年度のこの時期の定例教育委員会でも提案をさせていただいておりますが、12ページ下段の提案理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見込めないことから、奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮し、奨学金の限度額を月額20,000円増額し、40,000円を60,000円としております。その特例措置の期間を再度、延長するための条例の一部改正を、でございます。令和6年3月まで1年間延長をしたいとしますのでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行をいたします。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第1号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

はい。それでは、以上をもちまして、令和5年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時25分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員